

第4 生活保護班

1 生活保護

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする(生活保護法第1条)

この原理は、生活保護法という法律の目的を規定した、最も根本的な原理であり、具体的には、生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施すべきことを規定したものである。

生活保護には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

中部福祉事務所は管内8町村の生活保護業務を行っている。

管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少。平成6年度から平成8年度までは増加傾向にあったものの、平成9年度から平成10年度までは減少。平成11年度以降は、毎年増加し続けている。

(1) 年度別保護の状況

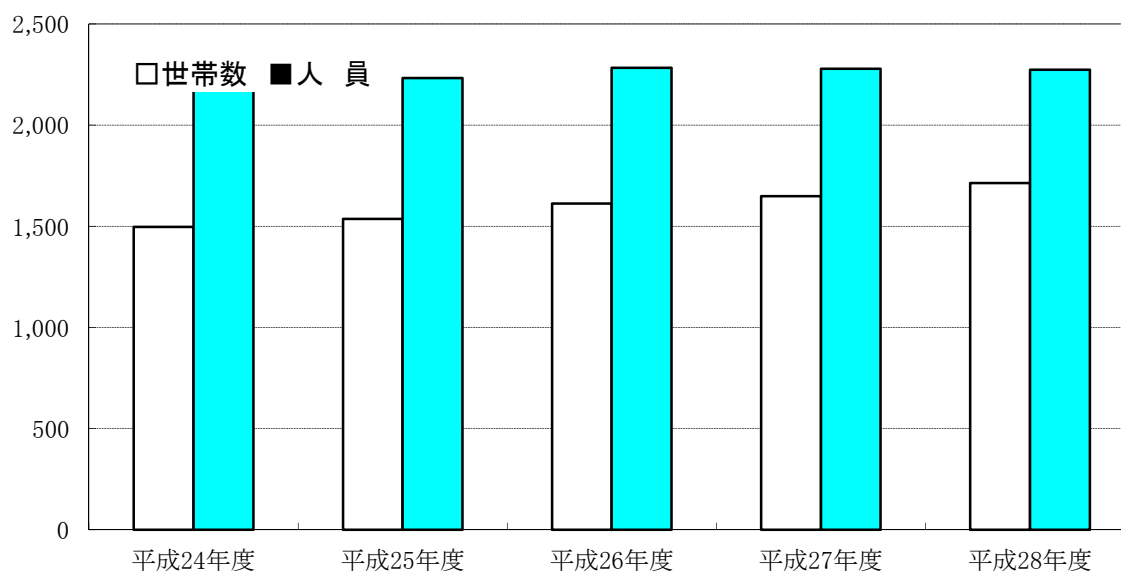
(単位:世帯、人、%)

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生 活		住 宅		教 育		医 療		介 護		そ の 他	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成24年度	146,048	1,497	2,186	14.97	1,281	1,902	1,004	1,515	128	222	1,118	1,353	320	327	58	67
平成25年度	146,759	1,537	2,232	15.21	1,354	1,995	1,070	1,601	131	226	1,182	1,438	368	377	66	78
平成26年度	147,891	1,613	2,283	15.44	1,429	2,042	1,127	1,639	117	201	1,225	1,472	392	399	73	85
平成27年度	148,863	1,648	2,279	15.31	1,462	2,047	1,163	1,620	113	199	1,263	1,365	364	367	61	75
平成28年度	149,578	1,713	2,273	15.20	1,472	1,989	1,179	1,624	104	180	1,275	1,584	450	454	60	75

扶助別世帯人員は当該年4月から翌年3月までの平均値を計上してある。

(2) 年度別保護実施状況

(単位:世帯、人)



(3) 労働力類型別世帯の推移

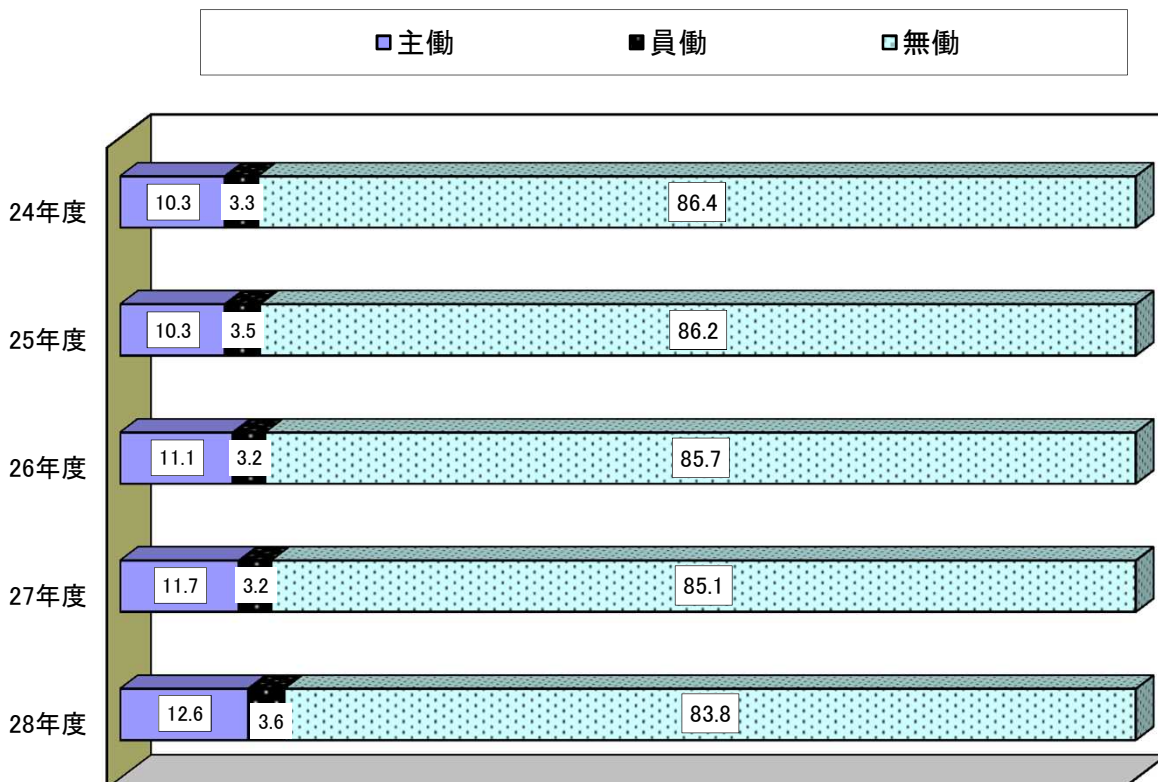
平成28年度における労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比は前年度より0.9ポイント増加。世帯員の働いている世帯(員働)も0.4ポイントの増加、無働世帯が前年度より1.3ポイント減少している。

ア 労働力類型別世帯数

(単位:世帯、%)

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
24	1,497	154	115	18	1	20	49	1,294	10.3	3.3	86.4
25	1,534	158	116	16	2	24	53	1,323	10.3	3.5	86.2
26	1,613	179	128	14	2	35	52	1,379	11.1	3.2	85.7
27	1,671	195	112	12	2	69	54	1,422	11.7	3.2	85.1
28	1,713	215	120	12	2	81	62	1,436	12.6	3.6	83.8

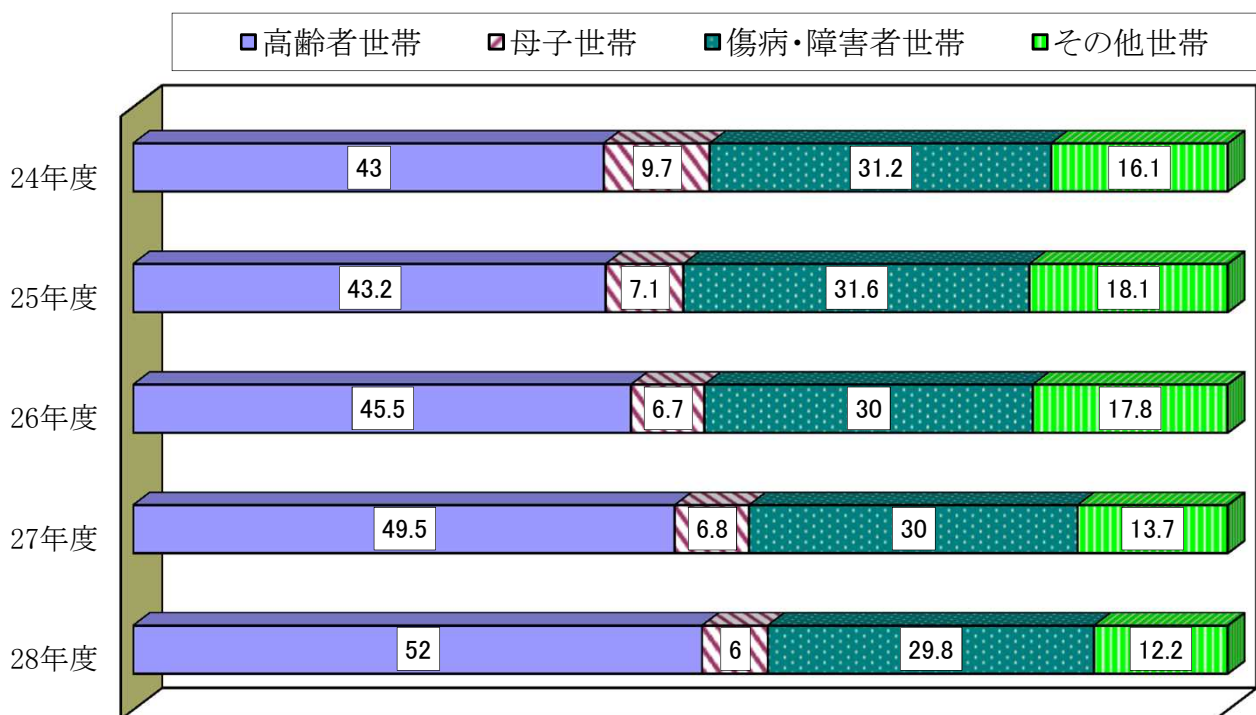
イ 労働力類型別世帯数の構成比 (%)



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成28年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べ高齢者世帯が2.5ポイント増となっており、母子家庭は0.7ポイント減、傷病・障害世帯は0.3ポイント減となっている。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移の構成比 (%)



イ 世帯類型別世帯の年次推移 (年度平均)

(単位:世帯)

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
24	644	145	467	241	1,497
25	662	109	485	278	1,534
26	734	108	481	285	1,608
27	827	113	503	228	1,671
28	891	104	510	208	1,713

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成28年度における保護開始を原因別でみると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く43.2%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が50.0%、「その他」が32.4%、「働きによる収入増」が11.2%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が5.9%となっている。

ア 原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件、%)

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	収入の減少支出の増 疾病による	死亡・別離・行方不明	減 少 喪失 仕送り・年金等の	その他	総数	疾病の治療	働きによる収入増	死亡・失踪	働きによらない収入増 年金・仕送り等	その他
24	実数	260	27	122	4	50	57	170	0	13	56	11	90
	構成比	100	11.6	52.6	1.7	21.6	12.5	100	0.0	7.6	32.9	6.5	53.0
25	実数	254	32	80	8	76	58	173	1	18	59	6	89
	構成比	100	12.6	31.5	3.1	29.9	22.9	100	0.6	10.4	34.1	3.5	51.4
26	実数	249	12	78	9	77	73	214	1	25	56	9	123
	構成比	100	4.8	31.3	3.6	30.9	29.4	100	0.5	11.7	26.2	4.2	57.4
27	実数	232	10	72	2	80	68	170	0	15	59	12	84
	構成比	100	4.3	31.0	0.9	34.5	29.3	100	0.0	8.8	34.7	7.1	49.4
28	実数	278	10	119	6	73	70	243	0	21	92	14	116
	構成比	100	3.6	42.8	2.2	26.3	25.1	100	0.0	8.6	37.9	5.8	47.7

(6) 保護開始・廃止の状況

平成28年度の保護の新規申請件数は478件で、前年度より91件減少。そのうち、保護開始決定したのは259件で前年度より27件減っており、保護開始率は、54.2%となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

(単位:件、世帯、%)

年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
24	443	98	82	260	398	170	237	58.7
25	444	94	72	254	397	173	243	57.2
26	416	85	105	249	347	214	304	59.9
27	387	67	77	232	312	170	215	59.9
28	478	130	69	259	355	170	319	54.2

(7) 医療扶助の状況

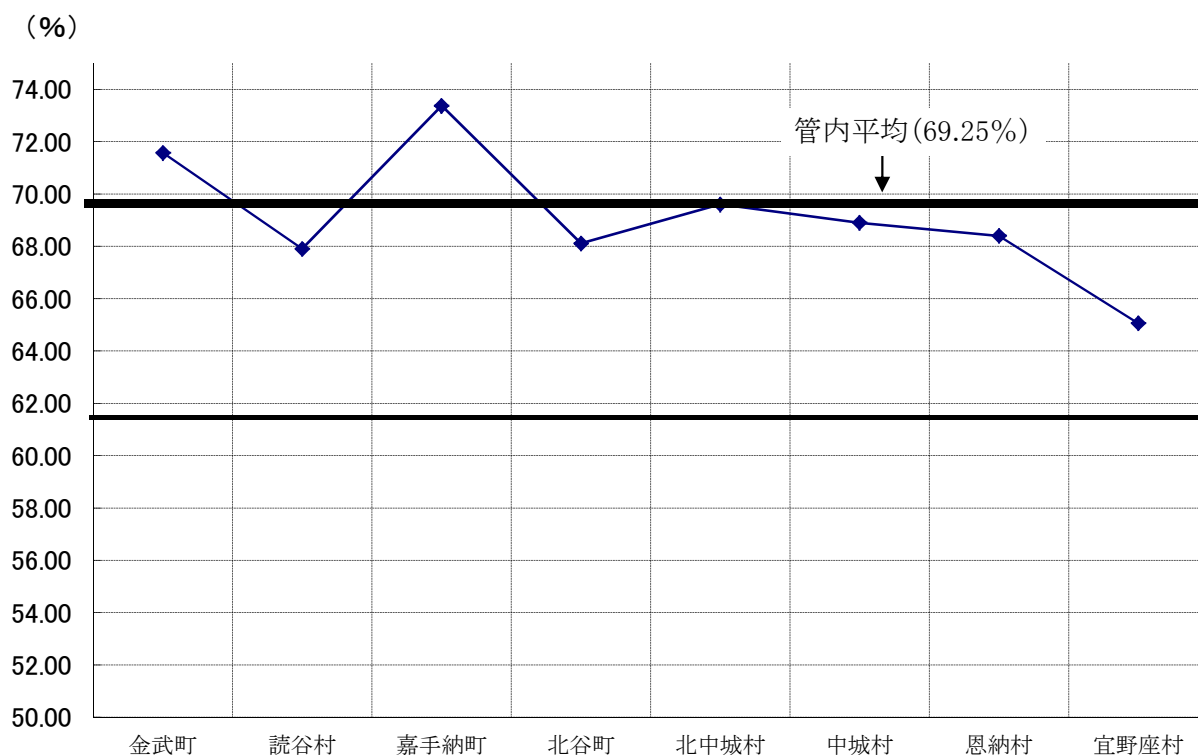
平成20年度以降、精神科入院は減少傾向を示していた。平成23年度、24年度は増加したが、平成26年度から27年度は2年連続して減となった。

ア 医療扶助の推移(月平均)

(単位:人、%)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
24	2,186	1,353	61.89	138	0	64	74	1,215	0	2	1,213
25	2,225	1,437	64.58	134	0	64	70	1,303	0	2	1,301
26	2,273	1,472	64.76	130	0	61	69	1,342	0	2	1,340
27	2,279	1,492	65.47	142	0	57	85	1,350	0	5	1,345
28	2,273	1,584	69.69	147	0	59	88	1,437	0	5	1,432

イ 町村別医療扶助の状況(平成28年度)



ウ 町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成28年度) (単位:人、%)

町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金 武 町	102	73	71.57
読 谷 村	81	55	67.90
嘉 手 納 町	353	259	73.37
北 谷 町	530	361	68.11
北 中 城 村	421	293	69.60
中 城 村	418	288	68.90
恩 納 村	212	145	68.40
宜 野 座 村	166	108	65.06
計	2,283	1,582	69.29

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成29年3月31日現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
収容者数		10	10	20	1	3	4	
障害者	身体障害	1	0	2	0	0	0	
	精神障害	6	8	14	1	3	4	
	心身の重複障害	2	0	2	0	0	0	
出身地別	恩納村	2	0	2	0	1	1	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	2	1	3	0	1	1	
	読谷村	2	4	6	0	0	0	
	嘉手納町	2	1	3	0	0	0	
	北谷町	1	2	3	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	1	1	2	
	中城村	0	2	2	0	0	0	
在園期間別	1年未満	1	2	3	0	0	0	
	1年以上～3年未満	1	0	1	0	0	0	
	3年以上～5年未満	1	0	1	0	0	0	
	5年以上～10年未満	2	2	4	1	1	2	
	10年以上	5	6	11	0	2	2	
疾病	精神科	7	9	16	1	2	3	
	一般	2	1	3	0	0	0	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成28年度 単位:円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	5,847,055	3,375,961	19,228,890	26,123,232	20,784,835	22,323,208	11,925,656	8,629,668	118,238,505
5月	5,805,700	3,477,925	19,595,706	26,325,229	21,755,455	22,626,663	12,009,887	9,575,352	121,171,917
6月	5,810,115	3,315,827	19,426,095	26,724,911	21,336,382	22,724,978	11,435,219	9,012,545	119,786,072
7月	5,975,816	3,218,191	20,953,804	26,779,579	21,537,704	24,394,276	11,261,585	8,978,801	123,099,756
8月	5,601,116	2,934,690	20,821,009	27,154,375	22,193,657	22,801,609	11,577,103	9,089,537	122,173,096
9月	5,614,969	2,968,665	19,860,239	26,250,255	22,018,412	23,070,250	11,600,336	8,655,145	120,038,271
10月	5,564,838	2,986,014	19,954,372	26,650,378	21,444,689	22,703,431	11,303,831	9,178,013	119,785,566
11月	5,990,827	3,052,575	20,785,085	27,998,750	21,938,116	23,377,899	12,077,178	9,666,445	124,886,875
12月	6,486,896	3,784,782	23,927,570	32,017,634	25,806,131	27,895,255	13,326,959	10,521,224	143,766,451
1月	5,452,572	2,967,085	20,933,400	27,486,457	21,541,956	23,594,716	11,957,111	9,039,049	122,972,346
2月	5,455,711	3,302,744	21,340,304	27,012,807	21,518,302	23,111,206	11,728,903	8,953,836	122,423,813
3月	5,125,994	3,314,768	21,957,780	27,480,258	21,959,824	23,315,000	12,374,363	9,537,942	125,065,929
計	68,731,609	38,699,227	248,784,254	328,003,865	263,835,463	281,938,491	142,578,131	110,837,557	1,483,408,597